



発行 東京都

目次

39

規程（選）

○東京都選挙管理委員会公印規程の一部改正……………二

規則（人）

○東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………二

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………二

○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………三

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………三

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三

訓令（監）

○東京都監査事務局処務規程の一部改正……………四

告示（労）

○東京都労働委員会公印規程の一部改正……………四

告示（収用委）

○東京都収用委員会公印規程の一部改正……………四

訓令（海区漁調）

○東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………五

規程（交）

○東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を……………五

改正する規程……………六

規程（水）

○東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程……………六

○東京都水道局公印規程の一部を改正する規程……………七

○東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………七

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………八

○東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………八

告示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………九

規程（下水）

○東京都下水道局議規程の一部を改正する規程……………九

○東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程……………九

○東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一一

○東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一一

○東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一二

○東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一二

○東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………一三

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一三

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………一三

○東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………一四

○東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払いに関する規程の一部を改正する規程……………一四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………一四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………一四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………一四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………一四

訓令（議）

○東京都議会議員会局組織規程の一部改正……………五

雑報

○東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程……………(東京都職員共済組合)…五

○昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部改正……………(同)…五

○東京都職員共済組合定款の一部変更……………(同)…六

規程(選)

●東京都選挙管理委員会規程第一号

東京都選挙管理委員会公印規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

別表第一 一の項中

同	同	同	同
2	3	3	同
3	の	同	同
同	同	方二五ミ	投票用紙
方一ニミ	方二五ミ	投票用紙	同
リメート	リメート	用	同
ル	ル	投票用紙	同
同	同	投票用紙	同
同	同	投票用紙	同

を

に改める。

別表第二中

1・2・3

東京都選挙管理委員会

1の2, 2の2

東京都選挙管理委員会

を

1.2

東京都選挙管理委員会

1の2.2の2.3.3の2

東京都選挙管理委員会

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則(昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「電気技術」の下に「、情報通信技術」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」を「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則（平成二十三年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

「都民安全推進本部

別表一の部(二)の項中 戦略政策情報推進本部」を「都民安全推進本部」に改め、同表

二の部(五)の項中「東京都立各中等教育学校」の下に「（附属小学校を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」を「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」に改める。

安田記念東京都市研究所」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「中学校の校長・副校長・経営企画課長」を

「中学校の校長・副校長・経  
小学校の校長・副校長・経

営企画課長」に改める。

営企画課長」

別表第二知事部局の項中「・戦略政策情報推進本部」及び「・行政改革推進部行政改革課課長代理（行政改革総括担当）及び課長代理（行政改革担当）」を削り、「及び課長代理（団体担当）」を「・課長代理（団体担当）・課長代理（行政管理担当）」に改め、同表人事委員会事務局の項中「・課長代理（課務担当）」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

- 東京都監査委員 山内 晃
- 東京都監査委員 早坂 義弘
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第六条の表監査第一課の項第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、「総務局」の下に「、デジタルサービス局」を加え、同項に次の一号を加える。

八 内部統制評価報告書審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

第六条の表監査第二課の項第一号中「及び決算審査」を「、決算審査及び内部統制評価報告書審査」に改め、同表監査第三課の項第一号中「及び決算審査」を「、決算審査及び内部統制評価報告書審査」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告示(労)

●東京都労働委員会告示第一号

東京都労働委員会公印規程(平成八年東京都地方労働委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都労働委員会

第十条第二項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、若しくは」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示(収用委)

●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会公印規程(昭和六十年東京都収用委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都収用委員会

第一条中「管守」を「管理」に改める。

第二条中「、用途及び管守者」を「及び用途並びに公印管理者」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 事務局長は、公印を改刻等のため使用しなくなったときは、特に保存する必要があるものを除き、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

第五条中「公印台帳(別記第一号様式)」を「別記第一号様式による公印台帳」に改める。

第六条中「公印管守者」を「公印管理者」に、「公印事故届書(別記第二号様式)」を「別記第二号様式による公印事故届」に改める。

第七条第一項中「公印管守者」を「公印管理者」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第二項中「事務局長が所属職員」を「公印管理者が自己の指揮監督する職員」に、「命免」を「指名」に改める。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「公印管守者」を「公印管理者」に改め、同条第三項中「公印管守者又は主任に事故がある場合は、公印管守者」を「公印管理者又は主任が不在であるときは、公印管理者」に改める。

第九条の見出し中「管守」を「管理」に改め、同条第一項中「公印は、常に公印箱に収納し」を「公印管理者は、公印を常に公印箱に収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに」に改める。

第十条第一項中「公印使用簿(別記第三号様式)」を「別記第三号様式による公印使

用簿」に、「添えて、公印管守者」を「添え、公印管理者」に改め、「照合」の下に「(以下「公印照合」という。)」を加える。

第十条第三項中「公印管守者」を「公印管理者」に改め、「公印照合・押印欄」の下に「署名し、若しくは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「照合した」を「公印照合を行った」に、「公印管守者」を「公印管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公印管理者又は主任が特に必要と認める場合には、決定済みの起案文書の添付に代えて、文書総合管理システムにより公印照合を受けることができる。この場合においては、公印使用簿への記入を要しないものとする。

第十条に次の一項を加える。

5 勤務時間外にあつては、公印の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十一条第一項中「公印管守者」を「公印管理者」に、「同項の照合」を「公印照合」に改め、同条第二項中「公印事前押印・刷り込み申請書(別記第四号様式)を公印管守者」を「別記第四号様式による公印事前押印・刷り込み申請書を公印管理者」に改め、同条第三項中「公印事前押印・刷り込み文書等処理簿(別記第五号様式)」を「事前押印をした文書等を施錠できる書庫等において適切に管理するとともに、別記第五号様式による公印事前押印・刷り込み文書等処理簿」に、「公印管守者」を「公印管理者」に改め、同条第四項中「公印管守者に回付しなければならない」を「公印管理者に引き渡さなければならない」に改め、同条第五項中「公印管守者」を「公印管理者」に、「回付」を「引渡し」に改める。

第十二条中「公印管守者」を「公印管理者」に改める。

別表第一中「公印管守者」を「公印管理者」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「~~公印管守者~~」を「~~公印管守者~~」に改める。

別記第三号様式中「~~公印管守者~~」を「~~公印管守者~~」に改める。

別記第四号様式中「~~公印管守者~~」を「~~公印管守者~~」に改める。

別記第五号様式中「~~公印管守者~~」を「~~公印管守者~~」に、「回付」

「~~管守者~~」を「~~管守者~~」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都採用委員会公印規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会訓令第一号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

別表第一中「大島町元町字オンダシ」を「大島町元町字赤禿」に改める。

附則

この訓令は、令和三年五月六日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第二十三号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「の各号」を削り、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十七条の規定により母子保健健診休暇を承認されている場合

三 会計年度任用職員勤務時間規程第十八条の規定により妊婦通勤時間を承認されている場合

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第六号」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局庁内管理規程（昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「様式第一号」を「別記様式第一号様式」に改める。

「氏名」「年齢」「住所」を「氏名」「年齢」「住所」に改める。

「住所」を「住所」に改める。

別記様式第二号中「様式第二号」を「第2号様式」に改め、「団」を削り、「本」を「付」に改める。

別記様式第三号中「様式第三号」を「第3号様式」に改め、「団」削り、「住」を「住所」に改める。

別記様式第四号中「様式第四号」を「第4号様式」に改める。

最終退出者	課名	氏名	印	確認印	室内取締責任者印

を

最終 退 出 者	課 名 氏 名	確 認 者	室 内 取 締 責 任 者

に改める。

別記様式第五号中「様式第5号」を「第5号様式」に改め、「[印]」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局管理規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**●東京都水道局管理規程第十号**

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「公印欄に」の下に「署名し、又は」を加える。

別記第二号様式及び第四号様式中「[印]」を削る。

別記第五号様式中

部（所）長名  

次のとおり印影印刷文書・事前押印文書・電子印影に事故がありましたのでお届けします。

1 事故のあつた文書名・電子印影	部（所）長名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>
------------------	--

を

次のとおり印影印刷文書・事前押印文書・電子印影に事故がありましたのでお届けします。

1 事故のあつた文書名・電子印影	部（所）長名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>
------------------	--

に

改める。

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局管理規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**●東京都水道局管理規程第十一号**

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の職名に関する規程（昭和四十六年東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から適用する。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「職場」の下に「（ただし、本庁職場（東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第一条に定める局の分課のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にあるものに属する職員の勤務する場所をいう。以下同じ。）に限る。）」を加える。

別表第一イ中「（東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第一条に定める局の分課のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にあるものに属する職員の勤務する場所をいう。以下この表において同じ。）」を「及び多摩水道改革推進本部（調整部及び施設部に限る。以下この表において同じ。）」に改め、同表口中「本庁職場」の下に「及び多摩水道改革推進本部」を加え、同表口の表三の項中

「ア 午前八時から午後四時四十五分まで

イ 午前八時三十分から午後五時十五分まで を

ウ 午前九時から午後五時四十五分まで 」

「ア 午前七時三十分から午後四時十五分まで

イ 午前八時から午後四時四十五分まで

ウ 午前八時三十分から午後五時十五分まで に改める。

エ 午前九時から午後五時四十五分まで

オ 午前九時三十分から午後六時十五分まで

カ 午前十時から午後六時四十五分まで 」

附 則

この規程は、令和三年四月一日から適用する。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」を「東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」に改める。

第十五条第二項中「の各号」を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十六条の規定により母子保健健診 休暇を承認されている場合



三 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十七条の規定により妊婦通勤時間を承認されている場合  
 第二十三号第二項第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

表中東京都水道局千代田営業所の項所管区域の欄中「及び豊島区」を「、豊島区、文京区及び台東区」に改め、東京都水道局文京営業所の項を削る。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局議規程の一部を改正する規程

東京都下水道局議規程（昭和四十二年東京都下水道局管理規程第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「技監」の下に「、流域下水道本部長」を加え、「、担当部長及び流域下水道本部長」を「及び担当部長」に改める。

第五条第一項中「開催日の前日までに」及びただし書を削り、同条第二項中「の付議事案」を「に付議する事案」に改める。

第六条を次のように改める。

(開催)

第六条 局議は、局長が必要と認めるときに開催するものとする。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局流域下水道本部処務規程（昭和四十九年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「流域下水道施設の建設並びに建設された施設の管理に関する事務」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の三号を加える。

一 流域下水道施設の建設及び建設された施設の管理に関すること。

二 市町村の下水道事業に係る下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行（同法第二条の二で規定する流域別下水道整備総合計画の策定に関するものを除く。以下同じ。）に関すること。

三 市町村の下水道事業への指導及び助成に関すること。

第三条の表管理部の部管理課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 本部の固定資産の管理に関すること。

第三条の表管理部の部経理課の項第二号中「本部の固定資産の管理」を「市町村の負担金」に改め、同表技術部の部計画課の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 市町村の下水道事業に係る下水道法の施行に関すること。

六 市町村の下水道事業への指導及び助成に関すること。

五 市町村の下水道事業に係る下水道法の施行に関すること。

六 市町村の下水道事業への指導及び助成に関すること。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 技術部に、市町村下水道担当課長を置く。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局庁舎管理規程（昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「様式第1号」を「別記 第1号様式」に

⑤

を

「氏名  
年齢  
住所  
職業  
住所」

に改める。

氏名

別記様式第二号中 「様式第2号」を「第2号様式」に改め、「印」を削り、

「年 月 日付」を「年 月 日付け」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都下水道局管理規程第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中

「 主管部課名 」		「 取扱者印 」	
-----------------	--	----------------	--

(請求者交付用)

を

「 主管部課名 」	
-----------------	--

に

(請求者交付用)

「 主管部課名 」	「 取扱者印 」	
	「 振込確認印 」	

を

(収納箇所控)

「 主管部課名 」	
-----------------	--

に改める。

(収納箇所控)

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成三年東京都下水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式中

主管部課名	取扱者印
-------	------

を

（請求者交付用）

主管部課名
-------

に

（請求者交付用）

主管部課名	取扱者印	私込確認印

を

（収納箇所控）

主管部課名

に改める。

（収納箇所控）

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式中

主管部課名	取扱者印
-------	------

を

（請求者交付用）

主管部課名
-------

に

（請求者交付用）

主 管 部 課 名		取 扱 者 印
(収納箇所控)		払込確認印

を  
に改める。

(収納箇所控)

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一口を次のように改める。

口 本庁職場以外に勤務する職員

種別	正規の勤務時間	休憩時間	休息時間
ポンプ及び諸機械運転の業務に従事する職員のうち日勤の職員	一 午前七時三十分から午後四時十五分まで 二 午前八時から午後四時四十五分まで 三 午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 午前九時から午後五時四十五分まで 五 午前九時三十分から午後六時十五分まで 六 午前十時から午後六時四十五分まで	六十分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	十五分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに割り振ることはできない。
ポンプ及び諸機械運転の業務に従事する職員のうち三交替勤務の職員	一 三交替勤務 (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで (二) 午前七時三十分から午後四時十五分まで (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで 二 三交替勤務 (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで	六十分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	十五分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに割り振ることはできない。

- (一) 午前八時から午後四時四十五分まで
- (二) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (三) 三交替勤務
- (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで
- (二) 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (一) 三交替勤務
- (二) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで
- (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (一) 午前九時から午後五時四十五分まで
- (二) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (三) 三交替勤務
- (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで
- (二) 午前九時三十分から午後六時十五分まで
- (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (一) 三交替勤務
- (二) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで
- (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで
- (一) 午前八時から午後六時四十五分まで

前二項に掲げる職員以外の職員	(三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで  一 午前七時三十分から午後四時十五分まで 二 午前八時から午後四時四十五分まで 三 午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 午前九時から午後五時四十五分まで 五 午前九時三十分から午後六時十五分まで 六 午前十時から午後六時四十五分まで	正午から午後一時まで
----------------	---	------------

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「の各号」を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 会計年度任用職員勤務時間規程第十七条の規定により母子保健健診休暇を承認されている場合

三 会計年度任用職員勤務時間規程第十八条の規定により妊婦通勤時間を承認されて

いる場合

第十六条第二項第三号中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第六号」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項後段の規定にかかわらず、経理部及び収納箇所の企業出納員が納入者において支払の事実を確認できる措置が講じられていると認めるときは、領収証書を交付しないことができる。

別記第一号様式(表)、第一号様式の二(裏)及び第一号様式の四(表)中「㉔」を削る。

別記第二号様式(その一)中「取扱者印」を「取扱者」に、「監認印」を「監認者」に改める。

別記第二号様式(その二)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第二号様式(その三)中「㉔」を削り、

「取扱者印」を「取扱者」に、「及び取扱者印」を「及び取扱者名」に改める。

改める。

別記第四号様式中「㉔」及び「㉕」を削る。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局会計事務規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式中「㉔」を「㉕」に改め、「㉔」を削る。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払に関する規程別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第二十号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程(昭和四十八年東京都下水道局管理

規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「〇・一パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

別記第一号様式(表)中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削り、「㊩(承知)」を「㊪(承知)」に改める。

別記第四号様式中「㊩」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「㊩」を削る。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会 議会局

東京都議会議会局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都議会議長 石川良一

第十二条の表管理部の部総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同部経理課の項に次の一号を加える。

九 局事務事業の企画及び調整に関すること。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合公印規程(昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、又は」を加える。

別記第七号様式中「㊦㊧㊨」を「㊦㊧㊨」に改める。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合公印規程別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都職員共済組合告示第二号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

別表第一中

都民安全推進本部

都民安全推進本部長

戦略政策情報推進本部

戦略政策情報推進本部長

を

「都民安全推進本部 都民安全推進本部長」に、

「財務局 財務局長」を

「財務局 財務局長」を

「デジタルサービス局 デジタルサービス局長」に、

「取用委員会事務局 取用委員会事務局長」を

改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

東京都職員共済組合定款の一部変更について

告)の一部を次のように変更する。

第二十二条第一号中「場所」の下に「(当該場所に存し

ない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)」を加える。

第四十五条第一項の表中「一、〇〇〇分の四十・〇五」

を「一、〇〇〇分の三十七・七」に、「一、〇〇〇分の五・九」を「一、〇〇〇分の九・〇」に、「一、〇〇〇分の

三十八・一四」を「一、〇〇〇分の三十五・八八」に、「一、〇〇〇分の四十一・九六」を「一、〇〇〇分の三十九・五二」に改める。

第四十五条の二中「千分の八十・一」を「千分の七十五・四」に、「千分の十一・八」を「千分の十八・〇」に改める。

第四十七条の二第一号中「二千二百十五円」を「千七百七十九円」に改め、同条第二号中「二千九百六十四円」を「二千三百三十三円」に改め、同条第三号中「千四百四十円」を「千四百二十七円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この変更は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の東京都職員共済組合定款第四十七条の二の規定にかかわらず、令和三年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号)第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 短期経理 千七百七十九円
- 二 厚生年金保険経理 二千三百三十三円
- 三 退職等年金経理 千四百二十七円
- 四 経過の長期経理 二百三十四円

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

